

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(高浜1, 2, 3, 4号機の設計及び工事の計画の認可申請(津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応)【4】、及び、高浜保安規定(新規制基準対応)【25】)」

2. 日時：令和2年12月4日 13時30分～18時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席(※・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

岩田安全管理調査官、名倉安全管理調査官、江寄企画調査官、立元管理官補佐、中野上席安全審査官、中房上席安全審査官、深堀上席安全審査官、松野上席安全審査官、石井主任安全審査官、井上主任安全審査官、安田主任安全審査官、田澤審査チーム員

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力技術部長他9名 及び 担当者30名※

5. 要旨

(1) 関西電力から、高浜発電所1号機、2号機、3号機及び4号機の設計及び工事の計画の認可申請及び保安規定変更認可申請(津波警報等が発表されない可能性のある津波への対策等)について、本日の提出資料に基づき、12月3日に提出された補正申請の概要等の説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、前回ヒアリングで言及した以下の点について、詳細に説明することを求めるとともに、引き続き、内容を確認することとした。

(設計及び工事の計画関連)

○発電所構内の車両を対象とする津波襲来時の漂流物影響評価内容について。

○入力津波の作成の考え方について。

○潮位観測システム(防護用)の電路の耐震性評価について。

○潮位観測システム(防護用)の演算装置について。

○補正申請の内容について。

(保安規定関連)

○取水路及び取水路防潮ゲートの予防保全を目的とした点検・補修における津波襲来時の対応について。

- 発電所構外の観測潮位を活用した津波対策について。
- 津波襲来検知に関する社内外への情報連絡について。
- 潮位観測システム（補助用）の位置づけと運用内容について。
- 附則で規定すべき内容について。

(3) 関西電力から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・高浜発電所 警報なし津波 設工認ヒアリングスケジュール案
- ・高浜発電所 第1号機、2号機、3号機、4号機 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応に係る設計及び工事の計画の認可の申請について
- ・高浜発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請ヒアリングスケジュール案（津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応）
- ・高浜発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書審査資料（抜粋）
- ・上流文書（設置許可）から保安規定への記載方針の整理
- ・高浜発電所 原子炉施設保安規定に係る説明資料（上流文書（設置許可）から保安規定への記載方針）

以上